

# 令和5年9月 蕪崎市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和5年9月25日(月) 13:30~15:00

2. 開催場所 蕪崎市役所 4階 大会議室

3. 出席委員(16名)

## 農業委員

1番 柳本 進  
2番 仲田 孟  
3番 伊藤 光(欠席)  
4番 横森 宏尹(欠席)  
5番 横森 武千代  
6番 志村 保則  
7番 伴野 正明  
8番 比志 秀樹  
9番 樽林 信昭  
10番 山本 弘行  
11番 深澤 博文  
12番 鶴田 好仁  
13番 駒井 恵二  
14番 山本 昌巳  
15番 秋山 武仁  
16番 矢崎 芳章  
17番 飯野 直人  
18番 浅川 節子  
19番 堀川 喜美雄(欠席)

## 農地利用最適化推進委員

20番 雨宮 一夫  
21番 曾雌 源興  
22番 猪股 昇  
23番 猪股 和宏  
24番 金丸 光太郎  
25番 今福 重幸  
26番 小泉 尚志  
27番 内藤 幹雄  
28番 小澤 仁  
29番 功刀 良人  
30番 中込 秀樹  
31番 小野 賢治  
32番 井上 清  
33番 志村 圭一

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号	農地法第3条の規定による申請の承認について	13件
議案第2号	農地法第4条の規定による申請の承認について	3件
議案第3号	農地法第5条の規定による申請の承認について	4件
議案第4号	経営基盤強化促進法第18条の規定による 農地中間管理権の承認について	6件
報告第1号	農地に該当しない土地の農地台帳からの除外 (非農地判断)について	2件

5. 農業委員会事務局職員

事務局長：結城 正剛

事務局次長：早川 洋

書 記：小屋 了・志村 奈美

6. 会議の概要

<事務局長>

ただ今から令和5年9月 葦崎市農業委員会を開会いたします。はじめに、柳本会長よりあいさつをお願いいたします。

<会 長>

(会長あいさつ)

<事務局長>

それでは、葦崎市農業委員会会議規則第5条により、本日の議案審議については、会長が議長をつとめます。それでは、議事の進行をお願いいたします。

<議 長>

本日、出席委員は農業委員19名中16名で、定足数に達しております。

次に、会議規則第16条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、8番 比志 秀樹 委員、9番 樽林 信昭 委員 をお願いいたします。

また、会議書記には、事務局職員 小屋氏 と 志村氏 を指名いたします。

それでは、概要説明と会務報告を事務局よりお願いいたします。

<事務局>

それでは概要説明から入らせていただきます。

議案第1号	農地法第3条の規定による申請の承認について	13件	14,341 m <sup>2</sup>
議案第2号	農地法第4条の規定による申請の承認について	3件	17,666 m <sup>2</sup>
議案第3号	農地法第5条の規定による申請の承認について	4件	4,805.06 m <sup>2</sup>
議案第4号	経営基盤強化促進法第18条の規定による 農地中間管理権の承認について	6件	13,035 m <sup>2</sup>
報告第1号	農地に該当しない土地の農地台帳からの除外 (非農地判断)について	2件	13,134 m <sup>2</sup>
合計		28件	62,981.06 m <sup>2</sup>

となります。

次に、会務報告ですが、

9月7日、山梨県農業会議常設審議委員会に柳本会長及び事務局 小屋が出席しました。

9月14日、やまなし農業基本計画検討会に柳本会長及び事務局 早川が出席しました。

9月15日、令和5年度中北地域農業委員・農地利用最適化推進委員等研修会に農業委員9名・農地利用最適化推進委員8名・事務局 小屋・志村が出席しました。

9月22日、令和5年度農業者年金加入推進特別研修会に浅川職務代理・事務局 志村が出席しました。

<議長>

ただ今の報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

<議長>

以上で概要説明と会務報告を終わります。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による申請の承認について」を、議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

それでは、議案集の1ページをご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、所有権の移転に関するものが13件であります。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）宅地続きによる所有権移転の申請であります。

申請番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）耕作地続きによる所有権移転の申請であります。

申請番号3番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）相互交換による所有権移転の申請であります。

申請番号4番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）相互交換による所有権移転の申請であります。

申請番号5番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）宅地続きによる所有権移転の申請であります。

申請番号6番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）耕作地続きによる所有権移転の申請であります。

申請番号7番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）譲渡人の希望による所有権移転の申請であります。

申請番号8番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡張による所有権移転の申請であります。

申請番号9番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡張による所有権移転の申請であります。

申請番号10番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）宅地続きによる所有権移転の申請であります。

申請番号11番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡張による所有権移転の申請であります。

申請番号12番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡張による所有権移転の申請であります。

申請番号13番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡張による所有権移転の申請であります。

<事務局>

各案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

<議長>

これより、質疑に入ります。

<委員>

下限面積要件の撤廃に伴い農地の取得が誰でもできるようになったが、耕作放棄地となる心配もあるが、今回の申請番号1と6については、その辺は確認しているのでしょうか。

<事務局>

申請番号1番については、家族間での所有権移転であり、引き続き一緒に農業を営んでいくと聞いております。下限面積の関係でいえば申請番号5番もそうですが、こちらは自宅の隣で家庭菜園を行うという理由であります。申請番号6については、今回の面積は小さいですが、家族で広く農業を営んでいる方ですので、引き続き農業を営んでいくとのこと。

<委員>

農地を荒れないようにするには、前回の研修の中で、多様な担い手をどうやって引き込むかという切り口があったと思います。国のいう認定農業者に集約するという方法は、圃場整備が進んでいる地域とそうでない地域によっても、各地域の実情に合わせて考え方を変えていかなければならないと思っています。

また、農地が荒れて、毎年の利用状況調査の時に改善が見られない農地が増えるようであれば、誓約書や解除条件を記載したものなど、農地を持っていないけれどもきちんと管理をしていく旨の誓約書をもらってから許可を出す、というやり方を検討した方が良いのではないかと思います。

<議長>

その他に質疑がありますか？

(質問・意見なし)

<議長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第1号、申請番号1番から13番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議長>

賛成多数ですので、議案第1号について、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を進達いたします。

次に議案第2号「農地法第4条の規定による申請の承認について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

それでは、議案集の4ページをご覧ください。今月の農地法第4条の規定による許可申請は、3件となっております。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は中田町中條宿、居宅兼倉庫建築のための申請であります。

申請番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は中田町中條杉木、個人住宅建築のための申請であります。

申請番号3番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は穴山町石水、農地造成のための一時転用の申請であります。

<議長>

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いいたします。

申請番号1番・2番：比志委員

申請番号3番：樽林委員

（各委員より現地調査に基づく説明）

<議長>

各委員の報告が終わりました。これより、質疑に入ります。

<委員>

申請番号1については、すでに建ててしまっている場合は、追認という形ではないでしょうか。

<事務局>

委員お見込のとおりです。説明不足で申し訳ありません。

<委員>

利用状況調査の際に、このような案件が多くありました。先に行動を起こしてしまえば、農地でないと認められる、ということが定着してしまうのは大変怖いことだと思います。このようなことを阻止するため、啓発の方法を委員会の中でも検討していければと思います。

<議長>

その他に質疑がありますか？

（意見・質問なし）

<議長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号、1番から3番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

<議 長>

賛成多数ですので、議案第2号について、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を進達いたします。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による申請の承認について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

議案集の7ページをご覧ください。今月の農地法第5条の許可申請は所有権の移転に関するものが2件、貸借権の設定に関するものが2件となっております。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は藤井町北下條枇杷塚、宅地分譲のための申請であります。

申請番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は旭町上條中割穴田、駐車場拡張のための申請であります。

申請番号3番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は穂坂町三ツ沢西坊来石、工業団地造成に伴う流用土一時保管のための申請であります。

申請番号4番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は上ノ山外輪原、営農型太陽光発電施設再建のための申請であります。

<議 長>

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いいたします。

申請番号1番：金丸委員

申請番号2番：秋山委員

申請番号3番：横森（宏）委員

申請番号4番：柳本会長

（各委員より現地調査に基づく説明）

<議 長>

各委員の報告が終わりました。これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第3号、1番から4番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議 長>

賛成多数ですので、議案第3号について、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を進達いたします。

次に、議案第4号「経営基盤強化促進法第18条の規定による農地中間管理権の取得の承認について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

議案集の9ページをご覧ください。今月の農地中間管理権の取得の承認については6件となっております。

申請番号1番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：ぶどう、期間：10年2ヶ月、新規設定です。

申請番号2番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：ぶどう、期間：5年2ヶ月、新規設定です。

申請番号3番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）使用貸借権、作物：水稲、期間：10年、新規設定です。

申請番号4番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：水稲、期間：10年、新規設定です。

<議長>

事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。

<委員>

中間管理というのはどのような権利設定ですか。

<事務局>

地主と借主が直接契約し、農業委員会へ契約書を提出するという農地銀行による利用権設定に対し、中間管理とは、山梨県では農業振興公社が中間管理機構となり、地主が中間管理機構へ貸し、そこから借受人へ貸すというものになります。

<委員>

契約期間に端数が生じていますが、何か理由があるのでしょうか。

<事務局>

以前は年度の途中でもピッタリの年数で設定が出来たのですが、支障がなければ12月31日を区切りとするようにということになりましたので、月の端数が生じる形となっております。

(質問、意見なし)

<議長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第4号、「経営基盤強化促進法第18条の規定による農地中間管理権の取得の承認について」原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議長>

賛成多数ですので、議案第4号について原案のとおり承認いたします。

次に、報告案件について、事務局より説明をお願いいたします。

<事務局>

今月の報告案件は、第1号 非農地判断が2件です。議案集の12ページをご覧ください。

報告案件第1号「農地に該当しない土地の農地台帳からの除外（非農地判断）について」を説明いたします。

報告該当土地1番 該当所在地：清哲町折居鳥屋他 39筆 9,702㎡

報告該当土地2番 該当所在地：穴山町重久他 3筆 3,432㎡

<議長>

報告案件について、事務局の説明が終わりました。報告案件ですので質疑等は省略いたします。

以上で、本日の審議事項は終了いたしました。進行を事務局に返します。

<事務局>

（その他の件について、事務局より説明）

質疑等ございますか？

（質疑なし）

<事務局長>

浅川職務代理より閉会のあいさつをお願いいたします。

<職務代理>

（閉会あいさつ）

<事務局長>

以上をもちまして、令和5年9月農業委員会を閉会いたします。

**【議事に参与した者の職、氏名】**

○書記：小屋 了

○書記：志村 奈美